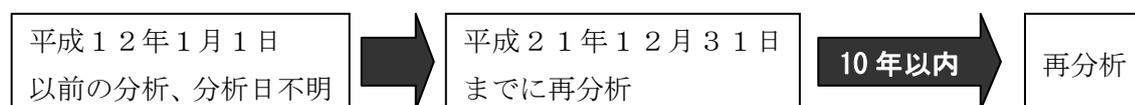


温泉成分の再分析について

☪ 平成12年1月2日以降に温泉の成分分析を行っている場合、温泉分析書記載の分析終了年月日から10年以内に再分析をする必要があります。



☪ 平成12年1月1日以前に温泉の成分分析を行っていた場合や分析年月日が不明な場合、平成21年12月31日までに再分析が行う必要がありました。



- ◆ 「分析終了年月日」は、温泉分析書に記載されています。
- ◆ 「10年以内」とは、前回の分析終了年月日から、再分析の分析終了年月日が10年以内となります。
- ◆ 再分析結果については登録温泉分析機関から通知を受けた日から30日以内に温泉成分等の掲示の内容を変更しなければなりません。
- ◆ 「分析機関から通知を受けた日」は、分析終了年月日ではなく、「結果の通知を受領した日」です。
- ◆ 温泉に該当しなくなった、泉質が変わった、などがありましたら、保健所までご相談ください。

関係法令（抄）

温泉法

（温泉の成分等の掲示）

第十八条第三項 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間ごとに前項の温泉成分分析を受け、その結果についての通知を受けた日から起算して三十日以内に、当該結果に基づき、第一項の規定による掲示の内容を変更しなければならない。

温泉法施行令

（温泉成分分析を受けるべき期間）

第一条 温泉法第十八条第三項の政令で定める期間は、前回の温泉成分分析を受けた日から十年以内とする。